

老発0728第1号
平成28年7月28日

熊本県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間 の特例に関する省令の施行について

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成28年厚生労働省令第133号。以下「特例省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 特例省令の内容

（1）要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算できること。

(2) 当該措置の対象について（第2項関係）

当該措置は、平成28年4月15日から平成29年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

公布の日（平成28年7月28日）



編集印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

〔目次〕

- 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働二二二)
- 平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(同二三三)

〔告示〕

- 電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件(総務二九一)
- 工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件(同二九二)
- 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件(総務・経済産業二)
- 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのアフガニスタン・イスラム共和国の加入に関する議定書のアフガニスタン・イスラム共和国による受諾に関する件(外務二〇三)

- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件(同三〇四、三〇五)
- 世界貿易機関を設立する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三〇六)
- ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三〇七)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三〇二)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同三〇四)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同三〇五)
- 肥料を登録した件(農林水産一五〇四)
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件(同二五〇五)
- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業二一一)
- エネルギーの使用的合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の休止に関する件(関東地方整備局二六一)
- 大深度地下の公共的使用に関する件(近畿地方整備局一二三)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三〇二)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同三〇四)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同三〇五)
- 肥料を登録した件(農林水産一五〇四)
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件(同二五〇五)
- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業二一一)
- エネルギーの使用的合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の休止に関する件(関東地方整備局二六一)
- 大深度地下の公共的使用に関する件(近畿地方整備局一二三)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三〇二)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同三〇四)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同三〇五)
- 肥料を登録した件(農林水産一五〇四)
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件(同二五〇五)
- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業二一一)
- エネルギーの使用的合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の休止に関する件(関東地方整備局二六一)
- 大深度地下の公共的使用に関する件(近畿地方整備局一二三)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三〇二)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同三〇四)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同三〇五)
- 肥料を登録した件(農林水産一五〇四)
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件(同二五〇五)
- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業二一一)
- エネルギーの使用的合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の休止に関する件(関東地方整備局二六一)
- 大深度地下の公共的使用に関する件(近畿地方整備局一二三)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省

〔官庁報告〕

官庁事項

沖縄総合事務局公示(沖縄総合事務局)

公証人任免(法務省)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法

第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

(厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、財団、司法書

士懲戒処分、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分、基本

測量関係事項関係

裁判所相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係

会社その他

第三条第一項第一号に規定する

法律に基づく建築物調査業務の休止

に関する件(関東地方整備局二六一)

九

○厚生労働省令第百三十二号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百四十五号)の施行に伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百四号)第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令

厚生労働大臣 塩崎恭久

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の表に次のように加える。

八 インド協定

収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあっては、そ

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎恭久
関する省令

平成二十八年熊本地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第二百十八号)が適用された市町村の

区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「規則」という。)第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十七号)

附則第二条の規定によりなお從前の例によるものとされた同令第二条の規定による改正前の規則(以下この項において同じ。)及び要支援認定有効期間(規則第五十二条第一項に規定する要介護認定有効期間を含む。)第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間を含む。次項において同じ。)に係る次の表の上欄に掲げる規則及び旧規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

省令

と第一号に掲げる期間

二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

の期間

規則第三百八十三条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十四条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十五条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十六条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十七条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十八条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百八十九条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九一条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十二条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十三条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十四条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十五条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十六条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十七条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十八条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百九十九条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十一条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十二条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十三条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十四条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十五条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十六条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十七条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十八条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百三十九条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四十条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四一条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四二条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四三条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四四条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四五条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四六条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

規則第三百四七条第一項に含む。)及び第一号に掲げる期間並びに第一号に掲げる期間と十二月間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間

告示

廃止される事務所の名称、所在地及び廃止日

事務所の名称

廃止日

○総務省告示第二百九十一号
電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財團法人日本電気通信情報開拓研究会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

一般財團法人日本電気通信情報開拓研究会	長野県長野市一丁目四百二十号	平成二十七年十月一日
一般財團法人日本電気通信情報開拓研究会	中熊本県熊本市中央区二丁目二十三号	

総務大臣 山本早苗

平成二十八年七月二十八日